

平成21年度事業計画

平成21年3月

財団法人医療情報システム開発センター

平成21年度事業計画

目次

I. 基本方針

II. 国からの受託事業

III. 国以外からの受託事業

IV. 自主事業

I. 基本方針

我が国の医療は、今大きな転換点にある。医療の高度化が進む中で、患者の医療への期待水準が高まっており、医療が必ずしもその期待には応えられない場合が増えている。その結果生じるトラブルは、24時間365日病院を守る数少ない医師たちに虚無感を与え、「立ち去り型サボタージュ」を発生させ、医療崩壊を起こしている。

ITは医療に大きな影響をもたらしてきた。医療用画像撮影はITを応用して様々なプレゼンテーションを可能にし、遠隔画像診断は通信技術により現実のものになっている。医事会計システムは早くから導入されてきており、オーダリングシステムも普及を見せている。現在の課題は、質的には電子カルテシステムの導入・更新であり、量的にはレセコンの普及であると言える。

政府としてもIT新改革戦略の重点分野として医療をかかげ、中でもレセプトオンライン化は、平成23年度の完全実施に向けて、これまで電子化の進んでいない診療所などでの準備が課題となっている。

このような状況の中で、当財団はこれまで電子カルテを中心とした標準化に係わる事業と、個人情報保護に関するプライバシーマークの認定やヘルスケア公開鍵基盤などのセキュリティ関連の事業を続けてきており、今年度はこれら事業の普及に加え、標準化と関連する情報提供事業や、医療機関の情報セキュリティに関する取り組みを評価する事業などに取り組んでいく。

これまでも行ってきた公立病院の電子カルテの導入支援等のコンサルティング事業については、昨年度中途から病院CIO支援事業と名称を変え、病院CIOの直面する様々な悩みに応じられるものとした。今年度も新たな受注を目指していく。

国の補助事業、委託事業を直接受けることはますます難しくなっているが、案件を選んで積極的に受注努力を行うとともに、その他の公的団体、企業等からの受託事業も拡大する。

定年を迎える職員が増えてくるので、将来を見越した人材確保、育成に取り組まねばならない。関連して、業務成績とリンクした給与の支給を図り、職員の意欲向上に資する。

公益法人改革関係では、平成22年度に非営利一般財団法人に移行するために必要な準備を行う。

Ⅱ. 国からの受託事業

1. 厚生労働省からの受託事業

1. 高度医療情報普及推進事業

標準マスター維持管理事業

病名、手術・処置、臨床検査、医薬品、医療機器データベース、看護実践用語、症状・所見、歯科分野、画像検査の9つのマスターについて、引き続き定期的な維持管理を行う。また、医療機関への普及が必ずしも充分ではないマスターもあり、平成21年度は、内容の充実とともに普及活動も強化する。

2. 障害程度区分管理事業

市町村では平成18年4月より、障害者自立支援法に基づいた障害程度区分判定等の業務を行っている。本判定業務は、平成17年度に開発し、市町村に配付した障害程度区分判定等ソフトを利用して行っている。ここでは、市町村からの本ソフトの利用方法に関する問い合わせ対応等を含めたシステム運用のサポートを行う。

また、市町村から障害程度区分判定業務の実施状況を報告するためのソフトを開発し、市町村に配付する。さらに、これら報告データの集計分析を行う。

3. がん及び循環器病診療施設情報ネットワーク開発普及事業

平成20年度に引き続き、がん及び循環器病診療施設情報ネットワークに必要なデータ入力及びシステム管理を行う。

Ⅲ.国以外からの受託事業

1. 傷病名マスターの保守業務事業

平成 20 年度に引き続き、東京都国民健康保険連合会のレセプト画像処理データから抽出した傷病名データについて、再編加工を行い、傷病名マスターを定期的に改訂する。

2. 病院CIO支援事業

平成 20 年度に引き続き、当財団が蓄積してきたノウハウ等を活用して、医療機関が実施する医療情報システムの構築等に関して専門的・中立的な立場から助言や調査・提案などを行う。

3. 周産期電子カルテ事業

妊婦や新生児に適した周産期医療に対応した産婦人科医や助産師向けの電子カルテを構築し、地域に適した医療機関連携を実施する。

4. 地域ICT利活用モデル構築事業

すこやか長寿電子手帳等を開発し、自治体をフィールドに導入し実証する。

5. 生活支援システム開発実証事業

国民が安心して生活できる環境の実現に向けて、高齢者や慢性疾患患者の支援システムを開発し、実証する。

6. 要介護認定情報管理・分析事業

市町村では、介護保険制度に基づいた要介護認定業務等を実施しており、平成 17 年度に開発した「認定支援ネットワークシステム」について、平成 20 年度に引き続き、市町村からの問い合わせ対応等を含めたシステム運用のサポートを行う。

7. クリティカルパス・ライブラリーの運用管理

日本医療マネジメント学会より受託する本事業は、医療機関から登録申請のあった、クリティカルパスを「クリティカルパス・ライブラリー」として、当財団のホームページ上に公開し、他の医療機関や患者（国民）も閲覧できるようにしているものであるが、平成 20 年度に引き続き、「クリティカルパス・ライブラリー」の運用管理を行う。

IV. 自主事業

1. 電子認証用証明書事業

製薬企業に対して、個別症例安全性報告を電子的に送信する際に使用する電子証明書の発行を引き続き行うとともに、厚生労働省が平成 17 年度に発表した保健医療分野 PKI（公開鍵基盤）認証局証明書ポリシーに準拠する認証局を運営し、医療関係資格保有者向け等の電子証明書を発行する。

また、電子証明書に関する普及広報のため、セミナーや相談を実施する。

さらに、医療機関が紙カルテを電子スキャンして保存する業務を支援する。

2. 標準マスター等提供事業

(1) 標準マスターの提供事業

高度医療情報普及推進事業で維持管理している 9 つの標準マスターを財団のホームページ上に公開し、ダウンロード方式や電子媒体、印刷物で提供する。また、標準マスターをベースに個々の利用者の要望に応じたデータベースや資料などの提供も行う。

(2) 普及説明会等開催事業

マスターの普及を図るために、医療機関やシステムベンダーなどのマスター利用者に対し説明会を開催する。また、マスターの内容の充実を図るために、医薬品や医療機器メーカーなどに対してデータの登録促進セミナーなどを開催する。

(3) 製品情報コード維持管理事業

医薬品の取り違い防止及びトレーサビリティを確保するためのバーコードに使用される GS1 コードのデータベースの維持管理及び利用者(医療機関、薬局)に対する普及を図る。

3. Medical IT Link 事業

医療 IT に関するあらゆる情報が入手できるポータルサイト Medical IT Link を公開し、掲載情報の充実を図るとともに、広く利用されるよう広報を実施する。

4. 医薬品情報提供事業

医薬品添付文書の新規作成・改定に対応してデータベースを更新し、引き続き、利用者に提供していくとともに、安全性情報の提供及び標準医薬品マスターとの対応づけなどを行いサービス内容の向上を図る。

5. 保健医療福祉分野のプライバシーマーク関連事業

(1) 普及促進事業

プライバシーマーク及び医療の電子化の普及を目的として、以下の書籍を販売する。

- ・ 保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針（第2版）
- ・ 電子カルテ導入ハンドブック

(2) 付与認定審査事業

病院、診療所、薬局、検査センター、介護福祉施設などの保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与認定審査を申請に応じて実施する。平成21年度は約190施設（新規、更新）に対して実施する。

(3) 教育事業

プライバシーマークを取得する具体的な方法を学習するための教育コースを医療機関などを対象として定期的で開催する。平成21年度は「管理者(MCPO)養成コース(2日)」、「上級管理者(AMCPO)養成コース(1日)」の2コースを実施する。

また、電子カルテの普及促進のため「電子カルテ導入フォーラム」を開催する。

(4) 医療情報システム安全管理評価制度

本制度は、医療機関等が導入している医療情報システムの安全管理状況を第三者が評価する制度である。評価基準には、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を用いる。本制度により、電子カルテ等の医療情報システムの安全管理状況が客観的に評価されることから、医療機関等の安心につながり、電子カルテシステム等の普及に寄与することが期待される。

6. 賛助会員事業

会員専用のニュースレターの送信、会員対象のセミナー等開催などの情報提供を行う。会員への講師派遣などの協力、会員主催の事業・行事に対する企画・相談などの会員支援業務を行う。

7. 財団の広報事業

(1) MEDIS-DC 講演会などの開催

(2) ホームページによる情報の発信、パンフレットや成果報告書の頒布

(3) 関係機関が主催する行事への出展や財団広報資料の配布